

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第四総務課の部第二項管理者決裁事項の欄2及び局長の専決事項の欄2中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改め、同表水道企画課の部第三項水道部長の専決事項の欄1中「給水契約を締結すること」を「給水を承認すること」に改め、同欄3中「第二十条」を「第二十一条」に改め、同欄3を同欄6とし、同欄2を同欄4とし、その次に次のように加える。

5 規程第十九条の規定に基づき、雑用水の給水を認めること。

別表第四水道企画課の部第三項水道部長の専決事項の欄1の次に次のように加える。

2 規程第五条第二項の規定に基づき、特別給水を承認すること。

3 規程第六条の規定に基づき、承認内容の変更を認めること。

別表第五専決事項の欄24中「第二十四条」を「条例第二十五条」に改め、同欄27中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同欄28中「第十条」を「第九条」に改め、同欄39中「第二十四条第三項」の下に「（条例第四十三条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄57中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。